○農林水産省告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成七年八月二十五日農林水産省告示第千三百三十八号（四に係るものに限る。）、平成十四年三月六日農林水産省告示第五百五十一号、昭和六十三年六月十三日農林水産省告示第八百十四号（二に係るものに限る。）、平成十年五月二十七日農林水産省告示第八百五十八号（四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県磐田市・掛川市・周智郡森町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

掛川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県上野原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町字平帽子八九九、九〇三、九〇四、九〇五の一、九〇五の二、九〇六、九〇七の一から九〇七の三まで、九〇八、九〇九の一、字西保名二六二〇の一、二六二〇の二、二六二一、二六二二の一、二六二三、二六二四、二六二五の一、二六二八の一、二六二九の二から二六二九の一〇まで、二六三〇から二六三二まで、字東保名一〇五四、一〇五五の一、一〇五五の三、一〇五五の三の一から一〇五五の三の三まで、一〇五五の四から一〇五五の七まで、一〇五五の九、一〇八一、一〇八二、一〇九一、一一四八から一一五三まで、一一六三から一一六五まで、一一六七、一二五七の一から一二五七の一五まで、一二五八の一から一二五八の七まで、一二五九、一二六〇の一から一二六〇の三まで、一二六一、一二六二、一二六五、一二六六の一から一二六六の一四まで、一二六七から一二六九まで、一二七二の一から一二七二の一四まで、一二七六、一二七九、一二九二の二から一二九二の七まで、一四一七の一、一九七六の一、一九七七、一九七八、一九九一の三、一九九一の四、一九九六、二〇〇一、穴吹町古宮字喜来三八二の一、三八三から三八七まで、三八九、字平谷七九八の一、七九八の二、八〇一、八〇三（次の図に示す部分に限る。）、八〇四の一、八〇四の二、八〇六の一、八〇七（次の図に示す部分に限る。）、八〇八、八〇九（次の図に示す部分に限る。）、八一〇から八一二まで、八一三の一、八一五・八一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八一七、八一八、八一九から八二三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八二四から八二六まで（八二八の一、八二九（次の図に示す部分に限る。）、八三〇、八三一（次の図に示す部分に限る。）、八四五、八四八の一から八四八の三まで、八四八の四・八四八の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八四九から八五一まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字小見二六一の四二から二六一の四九まで、字葛籠四二九、四三〇の二、四三〇の三、四三一、四三八の二、四四六の二、四四八の二、四四八の三、四六〇の二、四六八の四、四九一の二、四九三の二、四九六の二、四九七の二、五〇一の二、五〇二の二、五〇六の二、五〇九の二、五〇九の三、五一八の二、五一八の四、五一八の六、五三七の二、五三七の三の一、五三七の三の二、五五四の二、五五四の三、六六三の一から六六三の三まで、六六三の五、六六三の六、六六三の八、六六五、六六八の一から六六八の三まで、六七〇から六七三まで、六七四の一、六七四の三、六七五の一、六七五の二、六七六・六七七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六七八から六八八まで、六八八の二、六八九、六九二、六九三の一、六九三の二、六九四、六九五の一、六九六の一、六九六の二、六九七から七〇二まで、七〇三の一、七〇三の二、七〇四、七〇五、七〇五の二、七〇六、七〇七、七〇八の一、七〇九、七一一、七一二の一、七一四、七一五、七一六の一、七一六の二、七一七の一、七一八の一、七一九、七二〇、七二三、七五三から七五五まで、七五七から七五九まで、七六〇、七六二の一、七六二の二、七六三の一、七六三の三、七六四から七七〇まで、七七一の一、七七一の二、七七二、七七四から七八一まで、七八一の二、七八二から七八五まで、七八六の一、七八六の二、七八七、七八八、七八九の一、七八九の二、七九〇、七九一の一、七九一の二、七九二の一、七九二の二、七九三、七九四、七九五の一（次の図に示す部分に限る。）、七九五の二、七九六から八〇一まで、八〇二の一、八〇二の二、八〇三から八〇六まで、八〇八から八一四まで、八一四の二、八一四の三、八一五、八一八、字ハタ一一〇の一、一一四の二、一二三、一二二、一七四の一から一七四の四まで、一八三、二二